

議案第5号 恵庭市高等学校等奨学金支給条例の制定についてに対する附帯決議

恵庭市高等学校等奨学金支給条例は、意欲ある生徒の学習環境を支える制度として、大いに評価するものである。一方で、制度の運用においては、個々の生徒の困難な状況にきめ細かく対応し、教育を受ける権利を最大限に保障する観点が不可欠である。よって、市においては、委員会での審議を踏まえ、返還要件や不登校などの運用において、いずれの状況にも適切に対応できるよう考慮していただくよう要望します。

以上、決議する。

令和7年12月8日

総務文教常任委員会